

# 伊勢崎市不育治療費助成事業のご案内

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに不育治療をしているご夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。

【対象者】平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までに治療を受け、下記の全てに該当する人

- ①医師による不育治療を行っている法律上の婚姻関係にある夫婦であること。
- ②夫婦の双方またはいずれか一方が、申請日の 1 年以上前から引き続き伊勢崎市に住所があること。
- ③医療保険法における医療保険に加入していること。
- ④伊勢崎市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと。
- ⑤他の地方公共団体から同一の不育治療に対し同種の補助を受けていないこと。



## 【助成内容】

### ①助成回数

- ・助成金の交付は、1 年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）につき 1 回に限る。
- ・同一夫婦について、通算 3 回に限る。

### ②助成のできる治療等

診察、検査（頸管粘膜検査等）、処置（卵管通気検査・子宮卵管造影検査・腹腔鏡検査等）、薬物治療、その他医師が認めた不育治療。

※申請に係わる文書作成料、入院費及び食事代等は助成対象外。

【申請期間】 平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

【申請に必要な書類等】 下記①②は、市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 不育治療費助成金交付申請書（様式第 2 号）【夫婦それぞれ別の印鑑を押印】
- ② 不育治療費助成金医療機関受診証明書（様式第 4 号）  
不育治療を行ったこと及び治療費用を証明（1 医療機関、1 保険薬局に証明が必要）
- ③ 上記①に使用した印鑑 2 つ（朱肉を使うもの）
- ④ 夫婦それぞれの医療保険証の写し
- ⑤ 夫婦それぞれの市税・国民健康保険税に滞納がないことの証明書（完納証明書）
- ⑥ 不育治療費の領収書（原本）
- ⑦ 夫婦の住所が異なる場合はそれぞれの住民票と戸籍謄本  
※上記のうち⑤及び⑦については、申請日からおおむね 1 か月以内のもの  
※⑤完納証明書の交付場所は、市役所、支所、市民サービスセンター（宮子・あずま）

## 【助成額】

不育治療に要した医療費の自己負担額の 1/2、20 万円を超える場合は 20 万円を限度とする。  
（千円未満切捨て）

\*\*\* 裏面へ続きます \*\*\*

\*\*\* 表面から続きます \*\*\*

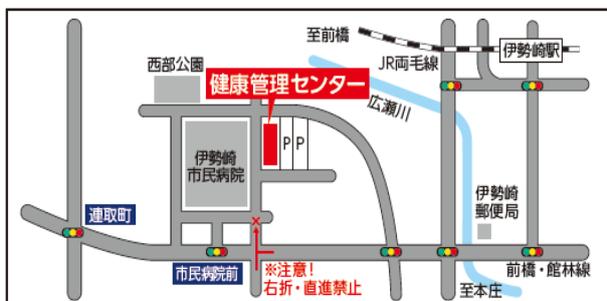
### お知らせ

年度末にかけて大変混み合います。治療終了後は速やかに申請をしてください。  
 医療機関によっては、受診証明書の交付の予約が必要な場合や、交付に数週間を要する場合があります。早めに医療機関にご確認下さい。  
 やむを得ない理由により申請期間を過ぎてしまう場合は、必ず3月中に健康管理センターにご連絡ください。  
 ただし、各種証明書等は年度内（平成28年3月末まで）に作成されたものが対象となります。

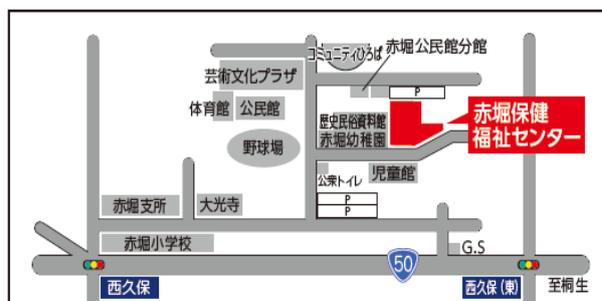
### 【申請受付・問い合わせ窓口】

受付時間：午前8時30分～午後5時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

名称	住所	電話番号
健康管理センター	連取町 1155	23-6675
赤堀保健福祉センター	西久保町二丁目 123-1	20-2210
あずま保健センター	東町 2670-4	62-9918
境保健センター	境637	74-1363
健康づくり課(市役所内)	今泉町二丁目 410	27-2746



**健康管理センター** 〒372-0812  
 連取町1155 (市民病院東隣)  
 TEL.0270 (23) 6675 FAX.0270 (21) 8995



**赤堀保健福祉センター** 〒379-2204  
 西久保町二丁目123-1 (赤堀幼稚園東隣)  
 TEL.0270 (20) 2210 FAX.0270 (40) 0002



**あずま保健センター** 〒379-2231  
 東町2670-4 (あずま支所北側)  
 TEL.0270 (62) 9918 FAX.0270 (62) 9917



**境保健センター** 〒370-0124  
 境637 (境支所西隣)  
 TEL.0270 (74) 1363 FAX.0270 (74) 1363